

CCIBackup サービス お申し込み用紙

--	--	--	--	--

1. 「利用規約」および「個人情報の取得に関して」に同意の上、「CCIBackup」サービスを申し込みします。

【個人情報の取得に関して】
 ご記入頂く個人情報は、商工会議所データバックアップセンターが管理し、オンラインバックアップサービスの提供、サービスの情報提供、お問い合わせの対応、サービス向上を目的としたアンケート要請の連絡、サービスに関するご意見の取得に利用します。個人情報保護の水準を満たした委託会社に個人情報を委託することがあります。
 また、本人の同意なく第三者に提供することはありません。個人情報の記入は任意ですが、記入頂かない場合はサービスを提供できません。ご記入頂いた個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、消去、利用停止、提供停止の請求やお問合せは privacy@ccibackup.jp までご連絡をお願い致します。

2. 法人情報をご記入ください。

申 込 日 年 月 日

企業・団体名	フリガナ ----- 印		
住 所	〒 □□□□ - □□□□	都道 府県	市区 町村
	TEL : () - FAX : () -		
所属商工会議所			

3. 担当者情報をご記入ください。

担当者 氏 名	フリガナ ----- 印	役 職 部 署	
連絡先 メールアドレス	-----@		
担 当 者 住 所	<input type="checkbox"/> 法人情報と同じ		
	〒 □□□□ - □□□□	都道 府県	市区 町村
TEL : () - FAX : () -			

4. 請求先情報をご記入ください。

法人情報と同じ 担当者情報と同じ

請求先 宛 名	フリガナ -----		
請 求 先 住 所	〒 □□□□ - □□□□	都道 府県	市区 町村
	TEL : () - FAX : () -		

5. ご希望の内容をご記入ください。

ご利用開始年月	年 月より
データ引継	<input type="checkbox"/> テスト時のデータを引き継ぐ
通知先 メールアドレス	-----@ ※メールアドレスをご記入ください。 ※CCIBackup アカウントのパスワード設定メール送信先、バックアップ状況通知先になります。
ご契約容量	<input type="checkbox"/> 3GB プラン (6GB) <input type="checkbox"/> 10GB プラン (20GB) <input type="checkbox"/> () プラン <input type="checkbox"/> 5GB プラン (10GB) <input type="checkbox"/> 20GB プラン (40GB) ※ご契約プランの2倍のサーバ容量がご利用できます。 ※20GB 超のお申込は、() にご希望のご契約容量を記入下さい。
利用台数	CCIBackup を利用される台数： 台 ※ご契約容量の利用台数を超過する場合、4台単位の追加毎に1,100円(税込)が別途掛かります。
オプション	<input type="checkbox"/> 導入時、現地訪問設定を希望する(有償) ※導入 PC・サーバの保守業者とまずはご相談ください。

6. アンケートにお答えください。

本サービスを どこで知りましたか?	<input type="checkbox"/> 知人・友人からの紹介 <input type="checkbox"/> 検索サイト <input type="checkbox"/> ホームページから <input type="checkbox"/> セミナー <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> ザ・ビジネスモール <input type="checkbox"/> その他 () (BM アライアンス)
ご 利 用 環 境 ご利用を想定される環境 全てにチェック	<input type="checkbox"/> Windows (8.1 / 10 / 11) <input type="checkbox"/> Windows Server (2016 / 2019 / 2022 / ほか ()) <input type="checkbox"/> Mac OS X <input type="checkbox"/> Linux () <input type="checkbox"/> NAS <input type="checkbox"/> その他 ()
ご 利 用 人 数	参考のため想定ご利用人数を記入してください： 人
ご利用回線の種類	<input type="checkbox"/> 光回線 () <input type="checkbox"/> モバイル回線 () <input type="checkbox"/> ケーブル TV () <input type="checkbox"/> 専用線 () <input type="checkbox"/> その他 ()

お申込・お問合せ先

商工会議所データバックアップセンター

〒390-8503 長野県松本市中央 1-23-1 松本商工会議所 情報事業部内
 TEL : 0120-32-7538 (商工会議所データバックアップセンター 担当まで)
 MAIL : info@ccibackup.jp

FAX : 0263 - 32 - 8176

FAX: 0263 - 32 - 8176

CCIBackup 利用規約

第 1 章 総則

第 1 条（利用規約の適用）

株式会社クラウドバックアップセンター（以下「当センター」といいます。）は、当センターの提供するオンラインクラウドバックアップサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、CCIBackup 利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づいて本サービスを提供します。本規約は本サービスの利用について本規約と併せて「利用規約」といいます。本規約と併せて、本サービスを受けられる場合は、本規約の必要に応じて特約を含むことがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

第 2 条（本規約の変更）

当センターは、本規約を変更することがあります。

当センターは、本規約に基づいて当センターに対し変更内容をご告知、あるいは通知するものとします。本規約に上記内容に基づいて変更の告知あるいは通知があった場合は、利用者の承認がなければなりません。変更後の利用規約が適用されるものとします。本規約が当センターより契約変更の告知あるいは通知があった後一度変更（以下「不服立期間」といいます。）に限り、当センターに対し不服申立てを行うことができるものとします。当該不服申立てがあった場合、当センターは該変更に対処するものとします。

第 3 条（当センターからの告知・通知）

当センターから契約者に対する通知は、本規約に特別の定めがない限り、契約者が登録した電子メールアドレスに電子メールで通知する方法により行うこととします。当センターから契約者に対する告知は、本規約に特別の定めがない限り、当センターが登録するサイトの新着情報欄に掲載する方法により行うこととします。3 前項による告知・通知が当センターにより適切に行なわれた場合、利用者の不知に起因して発生した損害に対して、当センターは一切責任を負わないものとします。

第 4 条（サービス上の権利）

当センターは、サービス上に付随するその他のサービス並びに各サービスの詳細については、当センターが運営する本サービスのサイト上に公開するものとします。

第 5 条（サービスの終了）

当センターは、業務上の都合により、本サービスを廃止することがあります。本サービスを廃止する場合には、当センターは 1 ヶ月以上前に、契約者にもその旨を通知するとともに、本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当センターは一切責任を負いません。

第 2 章 契約

第 1 条（契約の締結）

1 人の契約者が複数の本サービスを申し込み込む場合には、それぞれの本サービスにつき独立したサービス利用契約を締結するものとします。

第 2 条（契約の有効期間）

利用契約の有効期間は、当センターと契約者之间利用契約が成立した時点で合意したサービス開始日から 1 年間とします。

第 3 条（契約の更新）

契約者が第 17 条（更新）の更新者による解約の方法）に定める解約手続きを取らない限り、契約ははじめの 1 年を経過の後、1 年ごとに自動更新されるものとします。

第 4 条（権利の譲渡等の制限）

契約者は本サービスに関する権利利用契約上の権利を、当センターの承認なく、他に譲渡、貸与、買入れ等を行うことができません。2 契約者は本サービスの全部又は一部を、有償又は無償により、第三者に利用させることができません。

第 10 条（申込み）

契約者は、利用契約の締結を希望する場合には、当センターに対し、当センターが指定する申込み方法で、契約の締結を申込みとします。前項の契約の申込みにおいて、当センターは、当センターが定める本人確認資料、会社登録簿の写し等の提出を求めることがあります。

第 11 条（利用条件）

当センター指定の配布ソフトウェアを利用することで、本サービスを利用できるものとします。当センターは、契約者がソフトウェア指定の配布ソフトウェアをインストールしたことに伴って生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（成立）

当センターが第 10 条（申込み）の契約締結の申込みを承諾した日を利用契約の成立日とし、成立日以降、契約者による解約は第 17 条（契約者による解約の方法）が適用されるものとします。

2 契約の申込みに関する事務処理は、原則として申込みを受けた日に行われます。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。3 当センターは、次の事項の発生した場合に本サービスの提供を停止し、又は中止することがあります。1 本サービスの申込みをした者が第 26 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。2 本サービスの申込みをした者が第 26 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当したとき。又は、当該サービスの提供者が他のサービスにおいて悪質な行為を行ったことと認められたとき。3 契約申込みと関係の事実を記載したとき。4 申込みが未成年者であったと疑われる旨を寄せられたとき。5 契約の保証が、当センター、本サービスの提供を行う事業者、又はそのおそれがある合理的に判断されるとき。6 契約者が第 24 条（禁止行為及び保証）第 1 項各号のいずれかに該当する反社会的な行為を行ったとき。7 契約者が民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産手続若しくはこれに準ずる法的手続などの合理的に支払能力がないと判断されるとき。8 契約者が第 11 条（利用条件）に同意しないとき。9 当センターが申込みを承諾した場合に、当センターは申込み者に対しその旨を通知します。

第 13 条（サービス内容の変更）

契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当センターが別途指定する方法により変更を申込みものとします。2 事項の申込みを承諾した場合は、当センターは契約者に対しその旨を通知します。第 1 項の申込みがあった場合に、技術的に困難であるなど当センターの業務遂行上支障があるときは、当センターは申込みを承諾しないことがあります。この場合は契約者にもその旨を通知します。

第 14 条（ユーザアカウントの取扱い）

当センターは、ユーザアカウント、ログインパスワードが第三者によって不正に使用されたと防ぐことを目的として、契約者の承認なく、ユーザアカウント、ログインパスワードの変更を行う場合があります。この際、当センターは契約者に対して変更についての通知をするものとします。

第 15 条（試用）

契約者は、サービスの利用態を確認するために、当センターが指定した日数の本サービスの試用が可能となることとします。2 試用期間内は、試用を目的としているためデータの保証はいたしません。ただし、その他の事項については、本規約の通りとします。3 試用期間中に本サービスに不具合が生じた場合は、試用期間中に適用していたアカウント情報などを引き継ぎ使用できることとします。

第 16 条（契約者の地位の承継等）

契約者である個人が死亡したとき本契約は終了します。2 契約者である法人が廃業、倒産したとき本契約は終了します。3 契約者である法人が合併などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をたちに当センターに書面でお知らせするものとします。当センターが債権を承継しない場合は、その通知後 14 日以内に、当センターに書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当センターが債権承継なかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 17 条（契約者による解約の方法）

契約者は解約を希望する場合には、当センターが指定する方法により解約を通知するものとします。本契約を解約するときは、当センターに対し解約の日 1 ヶ月前までにその旨を通知するものとします。通知があった日から当該通知において解約日とされた日までの期間が 1 ヶ月未満であるときは、解約の効力は当該通知があった日直前の解約日とします。3 当センターは、本条第 1 項の申込みを受け、申込みの必要事項を確認し、不備なく記入されていることが確認できたとき、解約が成立するものとします。当センターは、申込みの不備があった場合、申込みを行ったものにその旨を通知するものと、補正がなされるまで解約は成立しないものとします。4 解約のデータの復舊等は契約者の自己責任において行うものとし、当センターはそれに関する一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（契約者による契約解除）

契約者は民法 540 条以上の契約解除の規定に従って、本契約を解除できることを本条項により確認します。

第 19 条（当センターによる解約）

当センターは、契約者に対し次に規定する事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。1 第 26 条（提供停止）第 1 項に基づき当センターが本サービスの提供を停止し、かつ、停止の日から 1 日以内に停止の原因となる事由が解消されないとき。2 第 26 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかの事由がなり、かつ、本サービスの提供しなくなりおそれがある当センターが判断あるとき。3 利用契約上の債務の履行態などとなされる合理的に判断されること。4 契約者と本サービスの利用料金を支払う者（以下「料金支払者」といいます。）が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払し遅延の通告があり、契約者がそれに対する料金支払方法、当センターに定める期間内に届け出がないとき。5 当センターが提供する他のサービスにおいて、利用履歴違反により契約を解除されたとき。

第 3 章 契約者の義務等

第 30 条（ユーザアカウント及びパスワードの紛失、漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。契約者は本サービスに提供されるユーザアカウント、ログインパスワードを善良な管理者の注意を怠らざるものと、これらの不正使用により当センターあるいは第三者に損害を及ぼさないよう行うものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。2 契約者は、ユーザアカウント、ログインパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当センターにその旨を通知するものとします。

3 当センターは、ユーザアカウント、ログインパスワードの紛失、漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。第 21 条（契約者の名称等の変更）契約者は、以下の各号に変更があったときは、その旨をすみやかに当センターに届け出るとともに、

- (1) 氏名又は名称
 - (2) 住所又は居所
 - (3) 当センターに届け出た請求書送付先に関する事項
 - (4) 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- 2 前項の届出があったときは、当センターはその届出があった事実を証明する書類の提出を求めることがあります。

第 22 条（契約者の情報の提供）

契約者は、本サービス利用のために当センターに提供したすべての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。2 当センターは契約者より前項の情報について届出が当センターに到達し、当センターがその要する事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスに関する業務を行は足りるものとします。当センターは、前条の届出が確認されたことによって契約者が生じた損害について一切の責任を負いません。

第 23 条（当センターからの連絡）

契約者は、電子メール、電話、ファックスなどの当センターからの連絡に対して遅滞なく応答をおこなうこととします。2 当センターが前項の連絡を行ったか、契約者が 1 ヶ月を超過して当センターの連絡に対して応答を行わず、そのことにより当センターが本サービスを提供することができなくなる連絡を行ったこととできない限り、本契約は解除され、当該契約者に対する本サービスの提供を取りやめることがあります。当センターはこれにより契約者が生じた損害について一切の責任を負いません。

第 24 条（禁止行為及び保証）

当センターは、本サービスを利用し、契約者による以下の行為を禁止します。(1) 違法な行為、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに関連する行為。(2) 当センターあるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的権利若しくは法律上保護される利益、権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。(3) 当センターあるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為（第三者の著作権を侵害するデータをサーバにアップロードする行為を含みますが、これに限りません。複製、複製等、改変等を含む。）(4) 犯罪行為、犯罪行為をそのかす若しくは容認し、又はそれらの行為。(5) 虚偽の情報提供に「提供する行為、あるいはそれに関連する行為。(6) 当センター、契約者、児童等に対する、児童を脅かす行為及び、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに関連する行為。(7) 偽造貨幣等の複製及び流通に際する法律（以下、「偽造通貨法」といいます。）が規定する偽造通貨性貨幣複製行為、あるいはこれらに関連する行為。(8) インターネット接続介体等を利用して、虚偽を捏造する行為の提供等に関する法律（以下、「偽造金貨・偽造金貨法」といいます。）が規定する虚偽行為。(9) 本サービスの権利を不正に譲渡する行為、またはそれによりサーバに負荷をかけるサーバの機能を著しく低下させる行為、あるいはそれに関連させる行為。(10) 第三者の権利を侵害する行為。(11) 当センターの本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。(12) 第三者の虚偽に際しては、本規約に違反する行為、あるいはそのおそれのある行為。(13) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を盗み出し、又は消去する行為。(14) 他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに関連する行為。(15) サーバル、サーバのアドレス、ドメイン名、パスワードなど本サービスの情報を当センターの許可なく（不特定多数の第三者に対して）公開する行為。(16) 嫌がらせ行為、迷惑メールなどを大量に配信する行為及び、あるいはそれに関連する行為。(17) コピーコントロールシステム等の業務を妨害する若しくはそのおそれのあるコンピュータ、プログラムを、本サービスを利用して使用し、若しくは第三者に提供すること、又はその行為。(18) 本サービスのリソースを目的とした行為。(19) その他、公共の福祉に反する行為と認められることと本サービスを利用するに不適切な行為。

2 契約者は、本サービス（本条において、以下の行為を含む。）を、

- (1) 自己（自己の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者を含む。）若くは、本条において同じ。が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、政治家、社会運動関係者、政治活動関係者、特殊知能者の集団、又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます。）若くは、反社会的勢力と同一の者、又は経済的（不当な利益供与を行う経済的者を含みます。）に關係のあると認められること。(2) 反社会的勢力があることを確信し、又は自己の関係者が反社会的勢力であると確信すること。(3) 自らあるいは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は妨害するおそれのある行為をすること。(4) 自らあるいは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること。(5) 本サービスが提供するサービスに悪影響を及ぼす行為をすること。(6) 自己が解雇して、あるいは反復して法令に違反する行為や事実を行っている、あるいはそのような行為や事実がもたらげること。3 契約者は、本サービスの利用にあり、以下の各号に該当しないことと保証します。

- (1) 第三者に営業、借付金等、債権譲渡、債権担保の提供、又は行われること明白である。
- (2) 民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産手続若しくはこれに準ずる法的手続を申し立て、又ははららして受けた。
- (3) 支払停止若しくは破産し、小規模な破産手続を完了したとき、又は有形交換所から破産処分を受けた。
- (4) 営業停止、又は営業再開の準備が完了したとき。
- (5) 解散決議した等、事業の存続が困難な状態となった。
- (6) 株主構成、又は経営主体等の全部若しくは一部に重大な変更があり、本サービスの履行に支障がある。
- (7) 財政状態が著しく悪化したとき、又はそのおそれがある認めらる。
- (8) 支払停止若しくは破産する行為、又は第 2 項及び第 3 項に定める保証に違反する行為を行っている当センターが判断した場合、当センターは、第 28 条（提供停止）に定める措置を行います。また、損害及び費用等を契約者に請求することがあります。

第 25 条（非常事態時の利用の中止、制限）

当センターは、天災など非常事態時、当センターの設備の保守、又は障害等やむを得ない事情があるときは本サービスを中止、若しくは制限する措置を取ることがあります。2 本サービスの提供を中止若しくは制限するときは、当センターは契約者に対し、その旨及びサービス提供中止の期間など必要な情報を事前に通知するにただし、やむを得ないときはこの限りではありません。3 前項ただし書の場合において、契約者に損害が発生した場合、当センターは一切の責任を負いません。

第 26 条（提供停止）

当センターは、第 12 条（成立）第 2 項の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。1 利用契約上の債務を履行しなかったとき。2 本規約に定める契約者の義務に違反したとき。3 当センターが提供するサービスに悪影響を及ぼす行為をすること。4 特定電通偽造通貨提供者の損害賠償責任の制限及び消費者権利の制限に関する法律に定める事由があったとき。5 当センターが提供する他のサービスにおいて、本規約違反により契約を解除されたとき。6 第 24 条（禁止行為）第 1 項各号に該当すること。7 その他、本条第 4 項に該当すること。8 その他、本条第 4 項に該当すること。2 契約者が前項の規定により本サービスの提供を停止した場合、契約者若しくは当センターに支払った当該期間の所定の料金等の返還を受けることはできないものとします。3 当センターは契約者へ通知することなく、第 1 項の規定により本サービスを全部若しくは一部の提供を停止し、あるいは停止の定めに必要な措置をとることができるものと、これにより契約者に損害が発生した場合であっても、当センターは一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 料金

第 27 条（料金等）

本サービスの料金は、別途当センターが定めるとおりとします。2 料金を改定した場合、当センターは契約者に通知かへ通知するものとします。改定後の料金は契約の継続及びライセンスの追加購入を行う際に適用されるものとします。

第 28 条（支払義務）

契約者は、第 27 条（料金等）に規定する料金を支払う義務を負います。2 第 26 条（提供停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。3 当センターは、いかなる場合であっても、既に支払われた本サービスの料金等は一切い戻し義務を負わないものとします。4 当センターが、契約者の責めに帰すべき事由により契約の締結を取り消した場合であっても、当センターは第三者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求は当事者の請求に附随し、かつ、当センターが、本規約に定める期間外に請求を行うと認めるときは、当センターは、本規約に定める期間外に請求を行うと認め、当センターがこれを承認し、本規約に定める期間外に請求を行った場合、契約者は当センターの請求する当該料金を支払うものとします。ただし、当センターは該請求作業において特別料金が必要となる場合、契約者の同意を得るべき事項とします。

第 29 条（支払方法）

契約者は、本規約に定める期日、方式により料金を支払うものとします。2 契約者は銀行振込、請求書払いにより料金を支払うものとします。なお、その支払いの方式については適宜相応に異なります。3 料金等の支払いに関して金融機関に支払う手数料、その他の費用は契約者の負担とします。

第 30 条（割当金）

料金等の支払いを不払いに免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額の割当金として当センターが指定する期日までに支払うこととします。

第 31 条（延滞損害金）

契約者が、料金等の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払の日の日前までの日数について、14.6%の割合で計算して得た金額を、延滞損害金として当センターが指定する期日までに支払うこととします。

第 32 条（前払金等の支払方法）

第 30 条（割当金等の支払方法）の支払いについては、当センターが指定する方式により支払うものとします。

第 33 条（清算時）

契約者が当センターに対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法及び民法に関する法律の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が課税されることとされているときは、契約者は当該債務を履行するに際して、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとし、ます。

第 34 条（帳簿管理）

当センターは料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 5 章 管理等

第 35 条（データの取り扱い）

本サービスにおける当センターのサーバのデータが、当センターの責めに帰することなく滅失若しくは毀損し、又は当センターの責に帰することなく、第三者によって滅失、毀損その他の事由による本条の利用目的以外での使用がなされた場合であっても、その結果発生する損害について、当センターはいかなる責任を負わないものとします。2 当センターは、本サービスによりバックアップされたデータについて、システムの復旧上、復元の完全性を保証しないものと、その結果発生する損害について、当センターは一切の責任を負いません。

3 契約者の問い合わせに応じ、当センターは契約者のデータを確認、操作する場合があります。4 当センターは、契約者に提供するサービスに対するアクセスの状況の記録（以下「ログ」といいます。）の内容を契約者に適するサービスを提供せず、これにより生じた損害について一切の責任を負いません。

第 36 条（データ等の削除）

当センターは、以下の各号の事由に該当し、当センターの合理的判断に基づいて、契約者の事前の承諾を得ることなく、データの削除ができるものとします。(1) 提供内容が、第 26 条（提供停止）第 1 項の各号に当たると判断されるとき。(2) 契約者の登録したデータ量が当センター規定の容量を超過したとき。(3) その他、当センターが不適切と認めたとき。

2 当センターは、前項に基づきデータの削除により発生した損害につき、一切の責任を負わないものとします。

第 37 条（解約時のデータ等の削除）

当センターは本規約の規定に基づいて、利用規約を解除し、又は解除された場合、サーバ内のデータ等を削除することができるものとします。これにより契約者が生じた損害に対して、当センターはいかなる責任を負わないものとします。

第 38 条（配布ソフトウェア）

契約者は当センターが配布するソフトウェア（以下「配布ソフトウェア」といいます。）を各自でインストールした上で用いることができるものとします。2 契約者は当センターが配布するソフトウェアの最終バージョンの権利に両当事者の同意を得るものとします。3 契約者は、当センターが提供した配布ソフトウェアを本サービスの目的のためにのみ利用することができ、これ以外の目的に利用することはできません。

第 39 条（オプションサービス）

当センターは、別に定めるオプションサービス契約を利用者に提供することとします。2 オプションサービスの提供を希望する契約者は別に定める利用規約に同意し当該オプションサービスを利用するものとします。

第 40 条 賠償責任

第 40 条（責任の制限）

本規約は当センターが配布するソフトウェアの責に帰すべき事由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、当センターにおいて契約者が本サービスを利用して生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当センターが故意又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。2 本サービスの利用において、契約者が第三者に損害を及ぼした場合は、又は契約者第三者との間紛争が生じた場合には、契約者は自己の責任においてこれを解決するものとします。当センターにより適切に行なわれた場合、月額の利用料金を限度として、損害の賠償をします。その際、当センターは、契約者が本サービスを利用できないことになった場合、月額の利用料金を限度として、損害の賠償をします。

第 41 条（免責）

前条（責任の制限）の規定は、本規約に関して当センターが契約者に対して負う一切の責任を規定したものと、前条のほかには、契約者又は第三者に対し、本サービスの利用又はそれに関連して生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。また、本サービスの提供に必要なインフラ設備の不具合・故障等による損害についても同様とします。ただし、当センターが故意又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。2 本サービスの利用において、契約者が第三者に損害を及ぼした場合は、又は契約者第三者との間紛争が生じた場合には、契約者は自己の責任においてこれを解決するものとします。当センターにより適切に行なわれた場合、月額の利用料金を限度として、損害の賠償をします。

第 42 条（損害賠償）

本規約に特に定めるほか、契約者は、本規約に違反したことにより、又は故意若しくは過失により、当センターに損害を及ぼした場合、当センターに対し、その全ての損害（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限りません。）を償ふことができるものとします。

第 7 章 雑則

第 43 条（守秘義務）

当センターは、利用契約に関連し取得した契約者の技術上、営業上その他の業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、利用契約の履行の目的にのみ使用するものとし、事前に契約者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩又は公表しません。ただし、裁判所又は行政機関から法に基づき開示を求められた場合は、開示内容をすみやかに契約者に通知するとともに、適法に開示を求められた情報に関する一切の損害を賠償することとします。2 前項にもかかわらず、次の各号の情報は、秘密情報として扱わないものとします。(1) 開示されたことと知っていた情報(2) 開示されたことと既に所有していた情報(3) 開示された後、自ら又は他者へ書き移すことによらず公知となった情報(4) 開示された後、その情報情報により自ら他の情報により得られた情報

2 正当な権限を有する第三者が合法的な手段により権利保護を行うことと入手法は開示

第 44 条（秘密保持）

契約者は、本サービスを利用したことによって得たサービス情報等を第三者に公開、提供することができないものとします。2 契約者は、本サービスを利用したことによって得たサービス情報等を本サービスの第三者企業間、運営することができないものとします。3 本サービス（提供されたソフトウェアを改訂し、第三者に再配布すること）を、本条は契約後 1 年間有効であるものとします。

第 45 条（個人情報、プライバシー等の取扱い）

当センターは、利用契約に関連した契約者の個人情報（個人情報保護法第 2 条第 1 項において定義される情報）を、当センター規定のプライバシーポリシー（<https://ccibackup.jp/privacy-policy/>）に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 46 条（管轄裁判所）

契約者と当センターとの間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、その新設に比べて、松本簡易裁判所又は長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 47 条（準則法）

本契約の解釈・適用・履行については、特約の定めがない限り、日本法を適用します。

第 48 条（債権放棄義務）

本規約で定めたいい事象が生じた場合においては当センターと契約者は相互に債権放棄に協議をこない、これを解決するものとします。

付則

2012 年 1 月 1 日制定・施行

2025 年 1 月 1 日改定